

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年3月26日京都市条例第43号）（上下水道局総務部総務課）

市長の附属機関として新たに京都市上下水道局南部拠点整備事業受託者選定委員会を設置し、その担任する事務並びに委員の定数及び任期を定める必要があるため、次のとおり改正することとしました。

別表第1 1 1 京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会の項の次に京都市上下水道局南部拠点整備事業受託者選定委員会の項を追加し、その担任する事務並びに委員の定数及び任期を次のとおり定めました。

名 称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
京都市上下水道局南部拠点整備事業受託者選定委員会	京都市上下水道局南部拠点整備事業に関する庁舎等の設計，建設，維持管理及び運営に係る受託者の選定に関する事項について，市長の諮問に応じ，審議すること。	5人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年の末日まで

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第43号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 11京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会の項を次のように改める。

京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会	水道施設整備費に係る国庫補助事業に関し京都市上下水道局公共事業庁内評価委員会が実施する事前評価の方法、結果及び対応方針に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5人以内	1年
京都市上下水道局南部拠点整備事業受託者選定委員会	京都市上下水道局南部拠点整備事業に関する庁舎等の設計、建設、維持管理及び運営に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	5人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年の末日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)